

宮行評委第15号  
平成17年11月10日

宮城県知事  
浅野史郎 殿

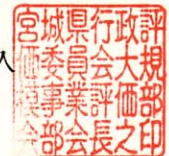
宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

部会長 林 山 泰 久



総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業に  
係る大規模事業評価について（答申）

平成17年8月29日付け評価第48号で諮問のあったこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定に基づき、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙のとおり答申します。

なお、審議の経過については、別添「審議経過」のとおりです。

(別紙)

総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則(以下「規則」という。)第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

ただし、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。

#### 記

- 1 今後の具体的な施設の設計にあたっては、教育研修センター、特殊教育センター及び通信制独立校を合築することによる機能の総合化、効率化等のメリットが生じるよう配慮すること。(規則第17条第1項第1号関連)
- 2 鉄道駅及び空港に至近の利便性の高い立地に鑑み、単に教職員等関係者のみの利用だけでなく、広く一般県民に開かれた施設としての活用方法を検討すること。(規則第17条第1項第4号関連)
- 3 県として名取市下増田臨空土地区画整理事業地内の公共施設用地に本件施設を整備することに決定した理由、決定までの経緯等について、より詳しく記述し、政策決定に至るプロセスを明らかにすること。(規則第17条第1項第1・5・6号関連)
- 4 教育研修センター及び特殊教育センターの跡地利用について、本件事業と一体のものとして早急に有効活用策を検討すること。(規則第17条第1項第6・8号関連)

## 審議経過（第1回：平成17年8月30日・第2回：平成17年10月4日）

第1回部会での審議状況		第2回部会での審議状況		
委員の質問・意見	事業担当課の回答	委員の質問・意見	事業担当課の回答	答申での取扱い
	第2回部会での追加説明・資料			
1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。				
総合研修センターと通信制独立高を合築するにあたり、機能の総合化、効率化という点が検討されなければならないが、両施設について、それぞれの程度議論されているのか【山本委員】	当初はそれぞれ別個に機能等を検討してきたが、両者の検討を元に、教育庁として、両者を合築した方が単独で建設するよりも機能や施設の効率化が図れ、さらに費用等においても効率的ではないかとの結論に至ったものである。	結論ではなく、検討の過程を詳しく示した方が良い。【山本委員】	機能の統合化、効率化というメリットを生かすような施設配置や施設設計にすべきというような形で答申の中に入れていただくのが良いのではないかと。【企画部】	今後、施設が具体化していく過程を含め、施設の効率化利用について考慮すべき旨、答申に記載する。
両センターとも、施設面積がほぼ倍増という計画になっているが、現在の両センターとも、絶対的に面積が足りないのか【増田委員】	両センターにおいては、教育の担い手である教員の資質向上を基本に据え、研修を中心としながらも相談や情報化への対応など必要な事業を行っている中で、学力向上や障害児教育に関連した研修への受講希望が多いが、施設の関係から制限せざるを得ない現状にある。今後、教員のニーズに応じた研修をさらに拡大し、教員の資質を高め、児童生徒の学力向上を図るためにも、施設面での改善、施設面積の拡大が急務となっている。			
共に学ぶ教育の推進や福祉の地域移行など、施設の地域分散の流れの中で、あえてセンター的な施設を作るこの意味や将来的な構想等はどのようなものか【山本委員】	養護学校を特別支援機関という形で地域に根ざして整備し、その上に、総合教育センターがトータルとして位置付けられる。			
特殊教育のセンターが、いったん独立して再統合が必要に至る状況経緯を詳しく説明してほしい【増田委員】 特殊教育センター設置当時、将来的統合ということは考えていたのか【浅野副会長】	昭和の終わり頃、特殊教育の盲・養護・聾の諸学校が新しく建築開校され、障害の悩みを持つ方が非常に多岐にわたり、保護者の方々や教員から専門の研究・研修機関が必要との声が大きく、平成4年に特殊教育センターとして独立したが、その後、障害者支援法の成立等、健全者も障害者も共に学ぶ教育へと時代背景が変化し、再統合が必要になった。			
教育研修センターについて、宮教大の敷地を通らなければならず、利用者に不便をかけているとのことだが、学生からクレーム等が出ているのか【小山委員】	初任者研修の開始により、500人もの大量の教員が年間約30日利用することとなり、色々なクレームやトラブルが発生している。最近はマナーもだいぶ良くなってきているが、今後、研修の量が減ることは考えられず、また、宮教大には養護学校も付属しており、障害のある子供達も通学しているため、危険性は高い。	現状では利用が不便であることは明白だが、そもそも、公道に接していないのになぜ建築が認められたのか【林山部会長】	当初、教育研修センター側へアクセスする道路計画があったが、仙台市が政令都市になった際、青葉山一帯を都市公園に指定したため、道路が作られなくなったものである。そのため、宮教大の道路を利用するしかない状況である。	
資料8だけでは、教育研修センターの交通事情や宮教大等の関係等、周辺の状況がよくわからない【林山部会長】	次回、宮教大も含め詳細な図面を提出する。 附属資料14 宮城県教育研修センター施設配置図			
県の職員研修施設もあるようだが、そちらを利用した教職員の研修は行っていないのか【増田委員】	教育事務職員の研修の一部で利用している。			
特殊教育センターを設置する際の土地は、新たに取得したのか、既存県有地を利用したのか【浅野副会長】	事実関係を調べて、次回に回答する。 附属資料15 特殊教育センターの土地取得経過			
通信制の独立校について、現状では狭隘で学習環境が劣悪とのことだが、具体的にはどのようなことか【加藤委員】	例えば、専用の体育館がないことや普通教室の不足により、授業時間帯や曜日の制約があり、全日制、通信制それぞれに不都合を生じている。			
全日制の学生にとって、通信制の学生と一緒にいることのメリットはないのか【増田委員】	文化祭等と一緒にいるが、現実の教科学習の場面では、一緒になるということはほとんどない。			
一高の通信制に通っている方を何人が知っているが、色々な事情で一高に入りたくても入れなかったという方もかなりおり、一高の学生と接触できることが励みになっているということも、現実問題としてはあるように思うが、独立分離させることで、そうしたモチベーションが下がるのではないかと【加藤委員】	確かに、そうしたモチベーション上のデメリットもあると思うが、現状の施設整備面での劣悪さによるデメリットの方が大きい。			

2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。				
両センターとも、稼働日数が少ないのであれば外部の施設を利用した方がいいと思うが、年間稼働日数は何日か。【小山委員】	土日を除いては、ほぼ毎日使用している。なお、教育研修センターでは、土・日も相談業務（電話相談）を行っている。			
3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適切であるかどうか。				
一高は平成4年に長期計画を立てて改築したはずで、まだ築後12年、減価償却30数%程度なのに、通信制としての環境が劣悪だと言うのは、当時の計画が甘かったのではないか。今回新築することにより、そうした問題が全て解決するのか疑問である。【加藤委員】	前回改築時には、現在とほぼ同数の通信制生徒数だったが、現在のような生徒の質の多様化、不登校・中退者・学力的に非常に幅がある生徒数の急速な増加は、当時は想定できなかった。			
4 事業の手法が適切であるかどうか。				
PFI導入調査を行わないとのことだが、レンタルスペースを作って収益を上げたり、国や市の事業と関連させて、コミュニティの資源になるような施設を合築する、空港が近いので全国から講師を呼んでくるというようなことも考えられ、駅周辺に公的な施設を建てるに当たり、地域が欲しいと思う施設について検討した結果、センター単独で整備することになったといった検討の過程を記述しておかないと、一方的な見方になってしまう。【山本委員】	コミュニティ空間として、1階のラウンジやグラウンドの地域解放、地域のスポーツ施設機能なども基本構想策定の中で検討していかなければならないと考えている。	今後、国・公共団体の施設や公益性の高い事業のためのスペースが必要になることも考えられるので、関係機関と早めに調整しておいた方がいいのではないかと。【山本委員】	他機関との連携については、主としてソフトの面で、有識者を交えて検討しているところだが、具体的な連携相手・方法までは進んでいないのが現状である。	
事業コンペを実施しても良い案件ではないか。最近では事業の収支まで含めてチームをつくって、建設会社だけではなく、お金の計算と建物プログラムと一緒にして建設計画を立てるケースが割と多くなっている。是非、プログラムも含めた提案を、早いうちにコンペにかけたらどうか。【山本委員】	PFI導入調整会議において、民間の参入が図れないかどうか検討した経緯があり、総合教育センター及び通信制独立校の目的等を考えた場合、全く関係のない民間施設を参入させるわけにはいかず、また、今回整備予定地である名取市下増田地区は、商業、住宅が整備されることから、総合教育センターに民間施設を併設することになれば、民間の参入を圧迫することにもなりかねないので、事業コンペを実施することまでは考えていない。			
せっかく大きなホール等を作るのだから、他の機関と連動して、ある種の研修のメニューを教職員以外の人達に提供することなど、柔軟に検討する必要があるのではないかと。基本設計、実施設計の手順も含め、今後の検討課題として考えてほしい。【増田委員】	総合教育センターにおいては、研究、研修、支援を3本柱とし、各種事業を展開していく中、事業推進にあたり、大学、教育関係機関、医療、労働、福祉機関やPTAと連携し、相乗効果を図ることとしている。よって、教職員以外への研修サービス等の提供についても、これら機関との連携を図る中で検討を行っていききたい。	この施設は、障害者等にとっても大きな希望になると思うので、開かれた施設として活用する方向にもって行っていただきたい。【加藤委員】	生涯学習の分野だと一般県民にも開きやすいが、教育、研修という部分だと、なかなか開きにくいものの、今後検討を要すると考えている。	施設の機能、運用方法等については、開かれた施設であるという点を前面に出すべき旨、答申に記載する。
5 事業の実施場所が適切であるかどうか。				
おそらく通信制の生徒は、現在、バイクや自転車通勤していると思うが、移転すると、アクセス鉄道を使わないと通学ができなくなり不便ではないか。【加藤委員】	県の中央部にあり、雨や雪の場合もアクセス鉄道を利用でき、仙台駅から20分足らずで行ける。（現在も仙台駅から一高まで歩いて約20分である。） 東部道路の名取インターチェンジからも近く、広い駐車場を備えており、通学の便についてはこれまでとあまり変わらないと考えている。	公共の交通機関を使わず、これまでどおり自転車やバイクで通学する生徒もいるはずなので、できる限りそうした通学の安全性を確保してほしい。【加藤委員】	駅が間近なので公共交通機関を利用するパターンが増えると思われるが、従来から登下校の安全指導は行っており、また、通信制ということで毎日通学するわけではないので、今回の移転に伴い、危険度が大きく上がるということはないのではないかと考えている。	
アクセス鉄道開業や土地区画整理事業により、この地区は土地利用的にも社会活動的にも激変すると思われるが、どのような街になるのかについて具体的見通しを持っているか。【林山部長】	教育委員会としては、街づくりのスケジュール等、見通しは持っていないので、当該事業担当の土木部と協議して、次回に示したい。 附属資料16 臨空都市（下増田・関下地区）コンセプト等	この地区の混在型街づくりのコンセプトは理解に苦しむが、この地区に、県としてなぜ本件教育施設を設置することに決定したのか、県には三本木のような余地もあり、また、県財政が非常に厳しい中、教育以外の分野に対しても説得性を持たせるためにも、その決定プロセスや設置の必要性をもっと表現した方がよい。【山田委員】	地元あるいは土地区画整理組合として教育関係施設を誘致したいという希望があり、一方で、教育委員会としては、過去数度にわたり交通アクセスが良い仙台都市圏内の候補地を探していたところであり、条件が合致した。県の意思決定プロセスとしては、昨年末、他の候補施設も含め、選定検討の議論を経て、最終的に政策財政会議において決定した。	事業の必要性や場所の選定理由等について、もっとわかりやすく記述すべき旨、答申に記載する。
6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか。				
今後、通信制の生徒の質などについて、どのような変化予測、展望を持ち、そうした変化に対して、今度計画している	今後も、心身に障害を持っている方、あるいは不登校や中退した方、学校卒業後かなりの年数をおいて学び直しを			

<p>施設や設備で対応できると見込まれているのかどうか。【木下委員】</p>	<p>したい方等、個別的な対応を必要とする生徒は増えていくだろうと考えている。</p> <p>また、少子化で生徒数が減っていく中、通信制高校の在籍者の比率はほとんど変わっておらず、全国的には、通信制高校在籍生徒比率が本県は低いことから、今後は高まるか横ばい傾向で推移するだろうと考えている。</p> <p>そうした変化に対して、総合教育センターと一体整備することにより、カウンセリングにおいては、平日でも総合教育センターの相談機能の活用が図れ、施設面でも、現実の授業や面接指導等の点で非常に充実してくるものと考えている。</p> <p>また、研修に来る教員にとっても、事例として活用でき、教員の資質向上につながるものと考えている。</p>			
<p>全日制の学校との共用校舎により、不便が起きているというお話だが、その不便は、この新しい計画によってどのように解消されるのか。【木下委員】</p>	<p>体育館、グラウンドを体育の面接指導で活用できるほか、図書館、視聴覚教室などの併用も可能ではないかと考えている。</p>			
<p>7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。</p>				
<p>鉄道駅や空港に近いが、騒音対策はどうするのか。【浅野副部長】</p> <p>教育施設の場合は、騒音基準があるはずだが、計測は行ったのか。【林山部会長】</p>	<p>航空ルートから外れており、現地計測したところ、問題のあるレベルではなかった。なお、厳密な調査ではない。</p>			
<p>8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策は十分か。</p>				
<p>将来的に教職員の大幅な減少はないと考えているとのことだが、具体的な算定資料等はあるのか。【小山委員】</p>	<p>次回資料を提出する。</p> <p>附属資料17 教員数の実績</p>			
<p>9 事業の経費が適切であるかどうか。</p>				
<p>土地基金を通じて土地を取得することだが、取得予定費用も、全体の事業費の中に含めるべきである。【加藤委員】</p> <p>【林山部会長】</p>	<p>土地代を含めて再度事業費を算出する。</p> <p>附属資料18 事業費内訳</p>			
<p>教育研修センターは老朽化が進んでおり、再利用が難しいので解体が必要になると思うが、解体費用も全体の事業費の中に含めるべきではないか。【林山部会長】</p>	<p>跡地利用は未定だが、それ自体は別個のプロジェクトとして、今回の事業とは切り離して考えたい。なお、跡地問題については、基本的には宮教大との話し合いにしかならないのではないかと考えている。</p>	<p>跡地利用についても、本件事業と一体のものとして考えるべきである。【林山部会長】</p>		
<p>維持管理費について、三施設を統合した場合と、現状のまま個別運営した場合と、どれくらいの差が出るのか。大まかな数字を出してほしい。【浅野副部長】</p>	<p>次回資料を提出する。</p> <p>附属資料19 維持管理経費比較</p>	<p>表中の人員費とは、具体的にどのような業務内容を指すのか。事業運営関係も含めた全体の人員費を比較すべきではないか。</p> <p>資料19は、誤解を避ける意味で、から部分に分けて、別資料にした方がいいのではないか。【林山部会長】</p> <p>カウンセリングの人員費が削減できるとされているが、研修センターとカウンセラーを共用することによって、現在、一高でカウンセリングを行っている専門職的な職員は不要になるのか。【加藤委員】</p> <p>一高通信制で、全日制と兼任している教員がいる場合、今回の分離により人数を増やさなければならないのではないか。【山本委員】</p> <p>統合により建築面積が約6,000平米少なく済み、18億4,397万円の削減になるという計算だが、その単価は平米30万円で、建築の単価そのままのように思えるが、統合によって本当に平米30万円も安くなるのか。【山田委員】</p>	<p>維持管理経費の比較ということで、建物の維持管理に關係する人員費＝庁務担当者の人員費を挙げている。事業運営全体となると事業内容の如何に左右されるが、現段階では未確定要素が多いため、算出できなかった。しかし、現状との比較が容易なカウンセリングや食堂の人員費については欄外に附記した。</p> <p>研修センターでも、高校生や児童、保護者も含めてのカウンセリング的相談業務を専門性を持った職員10名程度が行っているため、専門性が下がることはないと考えている。また、共用できることにより人員費の節減はできるものと考えている。</p> <p>現在、校長のみ兼任しているため、増えれば校長だけである。</p> <p>削減コストをどの程度見込むかという計算ノウハウがないため、一つの目安として、単純に面積に建築単価を掛けて便宜的に算出した。</p>	

		清掃・警備の経費が多額に思えるが、どのような算出方法か。【木下委員】	建物の詳細仕様が未定なため、他県の同規模の研修センターの費用実績に予定面積を掛けて算出した。
維持管理費中、人的経費の内訳を示されたい。また、その妥当性は検討したのか。【加藤委員】	管理経費として教務の関係で2人（総合研修センター、通信制各1名）を見込も、年間1人610万円の40年間分であり、単価については、現状の職員経費をもとに積算した。	全般的に見て、民間に比べて人件費が非常に高いという印象を受ける。今後の評価にあたっては、問題にしなければならないと思う。【加藤委員】	
宿泊棟と同様、食堂も必要ないのではないか。【増田委員】	昼食時に外出できない場合もあり、施設内部に食堂は必要と考えている。		

### 審議経過（第3回：平成17年10月31日）

答申案	委員の質問・意見	事業担当課等の回答	答申での取扱い
<p>総合教育センター（仮称）及び通信制独立校（仮称）整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則（以下「規則」という。）第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。</p> <p>ただし、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）を作成するに当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を同書面に適切に反映させることを求めます。</p> <p>記</p> <p>1 今後の具体的な施設の設計にあたっては、教育研修センター、特殊教育センター及び通信制独立校を合築することによる機能の総合化、効率化等のメリットが生じるよう配慮すること。（規則第17条第1項第1号関連）</p> <p>2 鉄道駅及び空港に至近の利便性の高い立地に鑑み、単に教職員等関係者のみの利用だけでなく、広く一般県民に開かれた施設としての活用方法を検討すること。（規則第17条第1項第4号関連）</p> <p>3 県として名取市下増田臨空土地区画整理事業地内の公共施設用地に本件施設を整備することに決定した理由、決定までの経緯等について、より詳しく記述し、政策決定に至るプロセスを明らかにすること。（規則第17条第1項第1・5・6号関連）</p> <p>4 教育研修センター及び特殊教育センターの跡地利用について、本件事業と一体のものとして早急に有効活用策を検討すること。（規則第17条第1項第6・8号関連）</p> <p>（別添） 審議経過（第1回・第2回）</p>	<p>「本件事業と一体のものとして」の文言を付すことにより、跡地利用目的を制限することになると思うが、事業実施に支障が生じないか。【浅野副部長】</p> <p>「2 県が事業主体であることが適切であるかどうか。」「3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか。」の基準に係る審議状況の欄が空欄になっているが、「1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか。」記載の項目の中には、基準2、3に関連して審議したものもあり、記載上、それらは基準2、3の欄へ移記した方が良いのではないか。【加藤委員】</p>	<p>同文言は、「跡地利用策の検討を事業と同時並行的に」という意味に理解し、原案のとおりで良いと考える。【教育庁】</p>	<p>左記の意味に理解し、原案のとおりとする。</p> <p>移記する項目等について、部会長と行政評価室とで再度整理する。</p>